

金融経済環境

平成17年度の日本経済は、平成16年後半以降続いていた景気の「踊り場」を脱し、企業収益は、原油価格をはじめとする原材料価格の上昇にもかかわらず、4年連続の増益となりました。また、設備投資は、内外需要の増加を背景に着実に増加を続けてきました。一方、佐賀県内では、生産活動は一部に弱い動きが見られるものの、持ち直しの兆しが広がっており、企業収益は増収増益の見込みとなっています。しかし、雇用情勢は緩やかな改善の動きが続いているものの、個人消費が回復するまでには至っておりません。

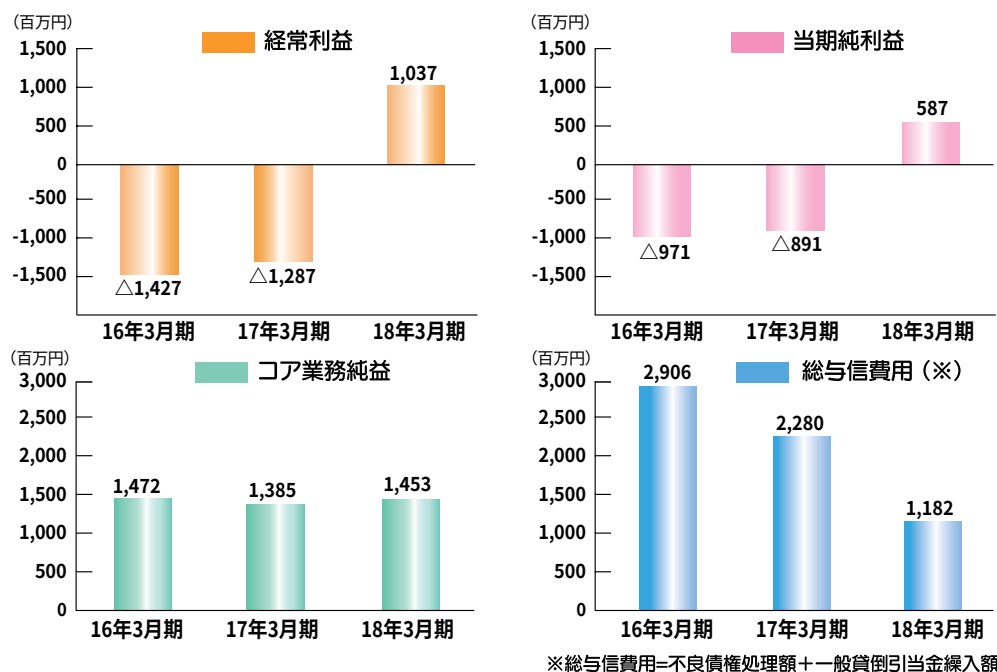
このような経済情勢を背景として、日銀は平成13年3月以来続けておりました量的緩和政策を平成18年3月に解除し、7月にはゼロ金利政策も解除されました。今後、緩やかに金利上昇が進むものと考えられます。

営業の概況

収益の状況

平成17年度決算は587百万円の黒字回復を果たしました。不良債権処理額等の与信費用が前年同期と比べて大幅に減少したほか、国債・株式等の有価証券売却益の貢献もあり、本業の収益力を表すコア業務純益は増加しており、当行の収益性は着実に向上しています。

● 損益状況と不良債権処理額の推移



経常収益は、住宅ローン等の低金利貸出の増加や収益性の高い無担保消費者ローンの減少等による貸出金利回低下を主因として、資金運用収益は減少しましたが、投資信託や個人年金保険の販売による役務収益増加のほか、国債、株式等の有価証券売却益の増加が貢献し、前年同期より708百万円増加し、7,309百万円となりました。

本業の収益力を表すコア業務純益は、資金利益の196百万円減少を役務取引等利益の302百万円増加でカバーし、前年同期比68百万円増加の1,453百万円となりました。業務純益は、一般貸倒引当金繰入が197百万円増加したものの、コア業務純益が68百万円増加し、国債等債券損益が450百万円増加したことで、前年同期比321百万円増加の1,344百万円となりました。

経常利益は、業務純益が321百万円増加したほか、株式等損益が505百万円増加、不良債権処理額1,295百万円減少等により、2,324百万円増加し1,037百万円となりました。

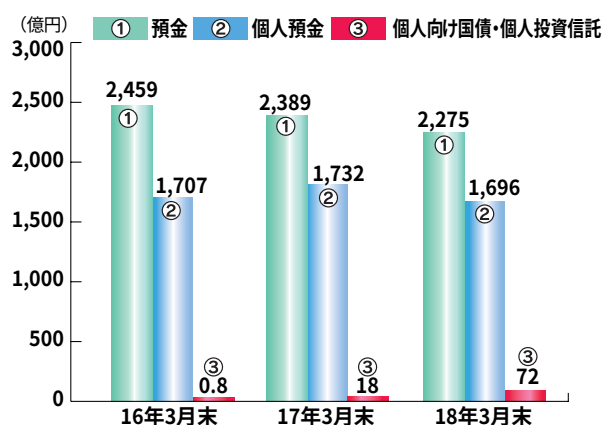
以上の結果、法人税等を差し引いた当期純利益は1,478百万円増加の587百万円となりました。通期としては、3期ぶりに経常利益、当期純利益とも黒字転換を果たしました。

預金・貸出金の状況

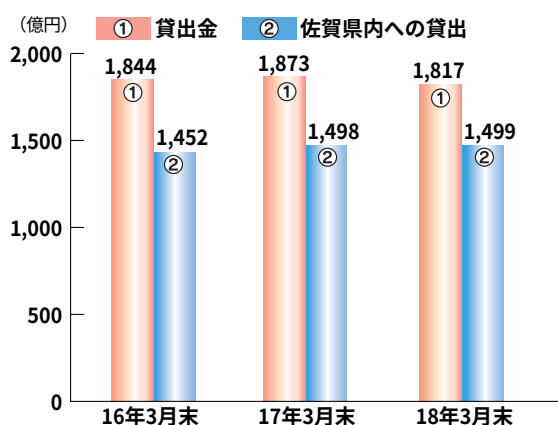
預金は地方財政悪化による公金預金減少の影響により前年比114億円減少し2,275億円となりました。また、個人資産運用の多様化で個人向け国債・個人投資信託等が増加し個人預金は若干の減少となりました。

貸出金は、前年比55億円減少し、1,817億円となりましたが、佐賀県内の企業や個人向けの貸出額は前年並を維持しています。

● 預金、個人預金及び個人向け国債・個人投資信託残高の推移

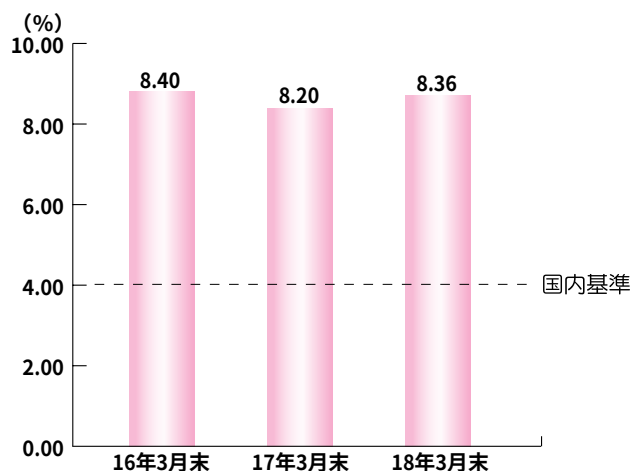


● 貸出金及び佐賀県内貸出残高の推移



自己資本比率の状況

平成18年3月末時点での自己資本比率は8.36%となりました。平成17年3月末の8.20%から、0.16%上昇しました。当行は永年に亘り8%超を確保しており、経営の健全性は高く安心してお取引いただける水準にあります。



自己資本比率とは

総資産に対する自己資本（資本金や引当金等）の割合を示すもので、金融機関の財務内容の健全性を判断する重要な指標となっています。海外に営業拠点のある銀行は8%以上（国際統一基準）、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は4%以上（国内基準）を維持することが義務づけられています。

不良債権の状況

平成18年3月末の金融再生法開示債権は114億円、債権全体に占める割合は6.26%となり、平成17年3月末と比較して1.09%改善しています。今後、金融再生支援等により、平成19年3月末の不良債権比率は5%以下を目標としております。

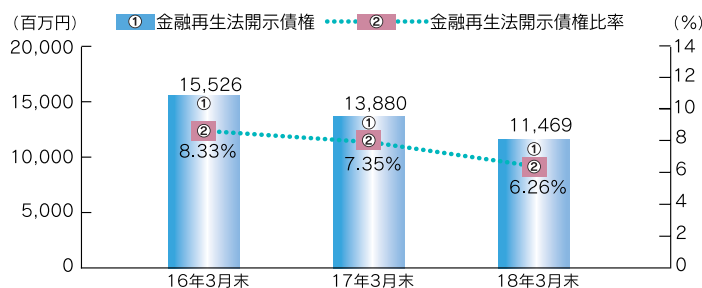
なお、担保・貸倒引当金等による保全率は94.70%で、備えは万全です。

(1) 金融再生法に基づく開示基準による資産内容

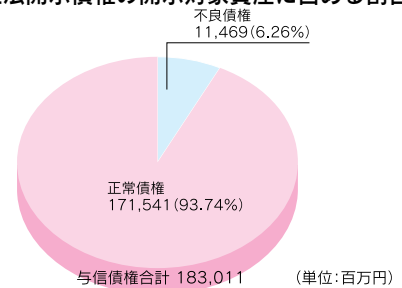
(単位:百万円)

	18年3月末				
	債権残高 (A)	担保等による 保全額(B)	貸倒引当金 (C)	保全額 ①=B+C	保全率 ①/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,396	2,061	1,334	3,396	100.00%
危険債権	5,695	3,432	2,262	5,695	100.00%
要管理債権	2,377	1,150	619	1,770	74.46%
合計	11,469	6,645	4,217	10,862	94.70%

●不良債権（金融再生法開示債権）の推移



●金融再生法開示債権の開示対象資産に占める割合



金融再生法に基づく開示基準の概要

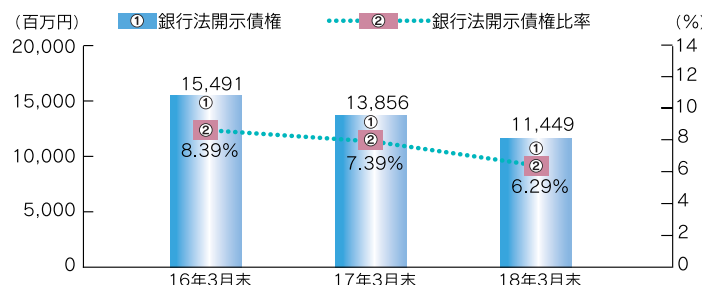
- 開示対象債権……………貸出金、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………経営が破綻した取引先への債権
- 危険債権……………経営状態が悪化し、経営は破綻していないまでも約定どおりに返済できない可能性が高い取引先への債権
- 要管理債権……………元金または利息の支払が3ヵ月以上遅れている貸出金と、貸出条件を緩和している債権（上記2債権を除く）

(2) 銀行法に基づく開示基準による資産内容(リスク管理債権)

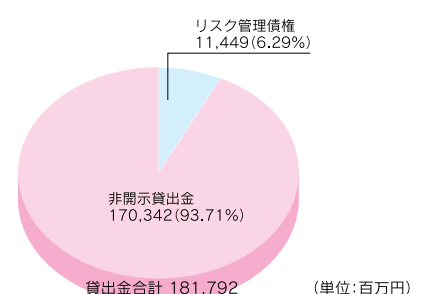
(単位:百万円)

	18年3月末				
	債権残高 (A)	担保等による 保全額(B)	貸倒引当金 (C)	保全額 ①=B+C	保全率 ①/A
破綻先債権	159	77	82	159	100.00%
延滞債権	8,912	5,398	3,514	8,912	100.00%
3ヵ月以上延滞債権	61	61	12	74	120.17%
貸出条件緩和債権	2,315	1,089	606	1,696	73.24%
合計	11,449	6,626	4,215	10,842	94.69%

●不良債権（リスク管理債権）の推移



●リスク管理債権の貸出金残高に占める割合



銀行法に基づく開示基準（リスク管理債権）の概要

- 破綻先債権……………貸出先の倒産等により返済を受けることが困難となる可能性が高い貸出金
- 延滞債権……………利息の支払が相当期間ない先で破綻先や貸出条件緩和先に該当しない貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権……………元金または利息の支払が3ヵ月以上延滞している貸出金
- 貸出条件緩和債権……………経済的困難に陥った貸出先の再建・支援のため、貸出の約定条件を緩和した貸出金